

海老名市みんなのまちづくり 活動等支援制度に関する手引き



《 目次 》	ページ
1 はじめに	P2
2 みんなのまちづくり活動等支援制度を使ってできること	P3 —5
3 みんなのまちづくり活動等支援制度の手続きのおおまかな流れ	P6
4 みんなのまちづくり活動等支援制度の手続き	P7 —11
5 必要書類一覧	P12
6 Q & A	P13—14

令和 7 年 2 月 作成

海 老 名 市

1 はじめに

「みんなのまちづくり活動等支援制度」（以下「みんな活」という。）は、「海老名市住みよいまちづくり条例」（以下「まち条例」という。）の市民活動制度（施設管理型）に市道の美化及び保全活動を行う「道路里親制度」と公園や緑地等の地域の緑化事業を行う団体に補助を行う「地域緑化事業」を統合し、始めた制度です。

「みんな活」に基づいた支援を受ける場合には、事前に、「まち条例」に基づき、市民活動グループ（施設管理型）としての認定を受け、その活動計画についても認定を受ける必要があります。

*詳細は、「海老名市住みよいまちづくり条例に基づく市民活動計画（施設管理型）に関する手引き」をご確認ください。



2 みんなのまちづくり活動等支援制度を使ってできること

制度を活用することで、様々な支援を受けることができます。以下に支援の例を紹介します。その他の支援の要望があれば積極的にご相談ください。

①活動費の支給

施設の保全や管理をするための活動費を支給します。

	具体的品目	
草木関係	花の苗、花の種、木の苗、肥料、土 等	
保全関係	草刈り機の刃、機械の燃料、スコップ、ほうき、ごみ袋、ちり取り、花壇のブロック、プランター、ベンチ 等	
飲み物	スポーツドリンク、お茶 等（ソフトドリンクに限る） ※（活動1回につき、参加者1人に一本まで）	

⚠ 注意 ⚠

野菜の苗や種、車の燃料、軽食等は補助の対象外となります。対象となるかどうかご不明な点はあらかじめご相談下さい。

【活動費の算定方法】

実施面積と活動人数毎に評点を算出し、その合計点を合算し、合算した評価点の区分に応じた補助金を活動費として支給します。

項目\評点	5	4	3	2	1
実施面積	200㎡以上	100㎡以上 200㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	25㎡以上 50㎡未満	10㎡以上 25㎡未満
活動人数	25人以上	20人以上 25人未満	15人以上 20人未満	10人以上 15人未満	5人以上 10人未満

※おおむね4半期毎に1回以上、一定の人数以上による活動を実施しなければなりません。

一定の人数の考え方は、次のとおりとなります。

- ・活動人数が15人以上の場合・・・全体の1／3以上
- ・活動人数が15人未満の場合・・・全体の1／2以上または5人以上

例 申請時の活動人数 25人の場合 → 9人以上による活動が必要
 14人の場合 → 5人以上 〃
 8人の場合 → 4人以上 〃

評価点	補助金基準額
10点	60,000円
9・8点	55,000円
7・6点	50,000円
5・4点	45,000円
3点以下	40,000円

※活動期間が6か月未満の場合、補助金は1／2（千円未満切捨て）になります。

【補助金額の加算】

次の項目に当てはまる場合は、補助金額が加算されます。

加算額	条 件
各 5,000 円	年1回以上、他団体との活動交流を実施
	標準活動回数（4半期毎に1回）を超える活動を実施
10,000 円	駅周辺での活動を実施 （改札口を中心に概ね半径200m以内）

【補助金算定例】

補助金基準額の算定

- ・実施面積 150 m² → 4点
 - ・活動人数 18人 → 3点
- 合計 7点（50,000円）

補助金加算額の算定

- ・活動回数 全8回 → 5,000円
 - ・他団体との交流なし → 0円
 - ・駅周辺で活動（海老名駅） → 10,000円
- 合計 15,000円
- 支給額合計 65,000円**

②活動物品の現物支給（活動2年目以降）

希望する団体は、1年目の活動実績に基づき、補助金額相当の花苗等の物品の現物支給を受けることができます。

活動物品と補助金の支給は併用することはできません。

物品支給を希望する場合には、前年9月までに市へあらかじめご相談ください。

③ボランティア保険への加入

活動時にみんなのまちづくり活動等支援制度のメンバーがケガ等をした場合、ボランティア保険の対象となります。保険への加入申し込み等はありませんので、ケガ等をした場合は速やかに市まで連絡下さい。



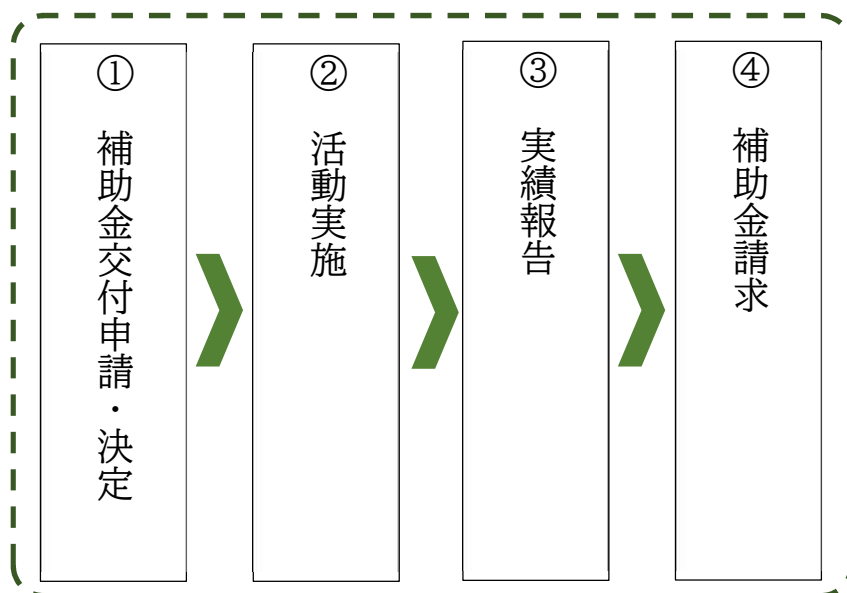
④看板の支給

活動エリアに掲げる看板を支給します。デザイン等は打合せのうえ決めますので、希望する団体は事前に市まで申し出て下さい。



3 みんなのまちづくり活動等支援制度（補助金支給）手続きのおおまかな流れ

年度当初に申請を行い、交付決定後に活動を開始し、予定していた活動の終了後に実績報告（年度末）を行います。請求書の提出後 30 日以内に指定口座に補助金が振り込まれます。



みんなのまちづくり活動等
支援制度（補助金支給）の手続き
※手続きの詳細は次ページ以降を参照

4 みんなのまちづくり活動等支援制度（補助金支給）の手続き

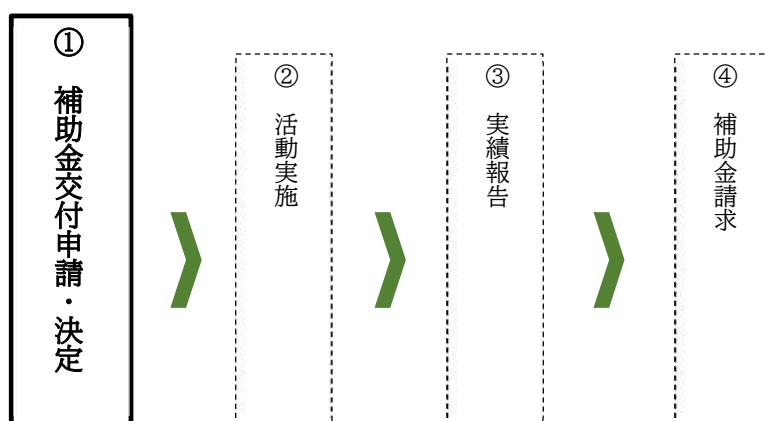


まち条例に基づく活動計画の認定後に、みんなのまちづくり活動等支援制度（補助金支給）を利用する場合は、毎年度、補助金の交付申請を行う必要があります。ここでは、その流れと必要となる手続きの方法について解説していきます。

なお、活動2年目以降、補助金ではなく、花苗等の物品支給を希望する場合は、前年の9月までに市担当にお問い合わせください。手続きについて、個別に説明します。

※活動員について、16歳未満の子供などまちづくり条例の市民活動グループとして認定を受けた構成員名簿に載っていないメンバーも活動に参加可能です。補助金の交付申請の際に提出する構成員名簿に記載ください。その場合もボランティア保険の対象となります。

STEP 1 補助金交付申請・決定



年度当初の活動を実施する前（施設の保全活動や物品等を購入する前）に補助金の交付申請を行ってください。申請前に次の内容をご確認し、申請図書を整えてください。

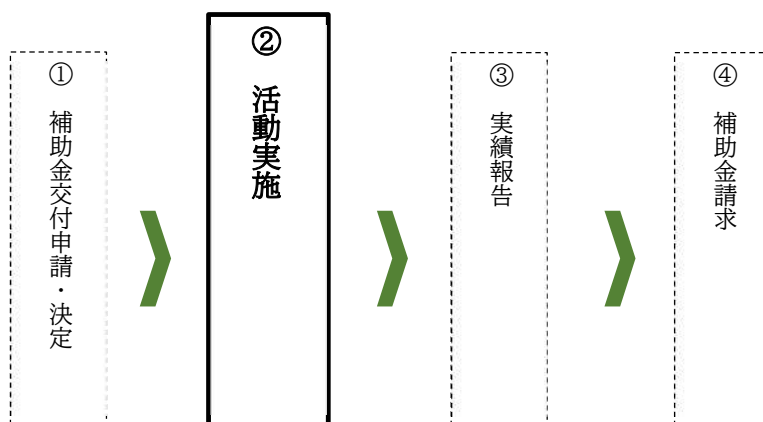
- ・ 3、4 ページの活動内容に基づき補助金額を算定
- ・ 実際に活動するメンバー（年齢や居住地等は問いません）の確認
 - ※自治会や長寿会のメンバー全員を記載するものではありません。
 - ※活動メンバーとして記載されている方がボランティア保険の対象となります。
 - ※まち条例市民活動グループの構成員以外の方を加えることも可能です。
 - ※四半期毎に1回以上、メンバーのうち一定の活動人数以上による活動を実施する必要があります。詳しくは、3 ページをご確認ください。
- ・ 区域図には実際に緑化する部分（花壇等）の面積がわかるよう寸法（おおよで構いません）を記載ください。

提出された申請書類の確認後、申請者に対して交付決定通知書を送付します。

提出書類

- ① みんなのまちづくり活動等支援制度補助金交付申請書
- ② 活動メンバー一覧表
- ③ 活動する場所の案内図及び区域図
- ④ 年間活動計画

STEP 2 活動の実施

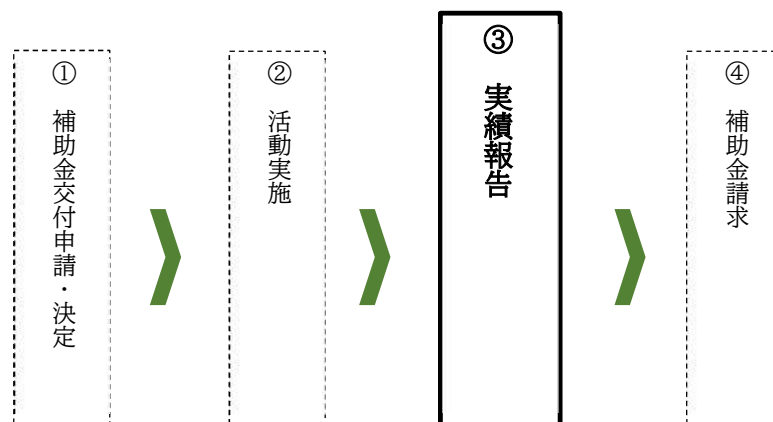


交付決定を受けたら、活動を開始しましょう。補助金の対象となる物品の購入は交付決定後でなければいけません。3ページに対象となる物品例が記載されていますが、判断が難しい物については、あらかじめ市にご相談下さい。

※活動に伴うケガ等はボランティア保険の対象となる場合がありますので、負傷してしまった場合は、すみやかに市まで報告してください。

※活動開始後、活動内容の変更がある場合は、変更交付申請の手続きをしていただくことがありますので、市担当まで、ご連絡ください。

STEP 3 実績報告



年度内に実施した活動についての実績を毎年度報告（3月15日頃まで）します。報告書には、活動内容がわかる写真（4半期毎に1回以上、一定の活動人数以上で活動している事がわかる写真）と購入した物品の領収書・レシートが必要になります。

※写真により、一定の人数による活動が確認できない場合、対象回数に含まれません。

活動内容がわかる写真（良い例）



<一定の活動人数以上で活動している状況が分かる>

活動内容がわかる写真（悪い例）



＜一部の人しか活動していない＞

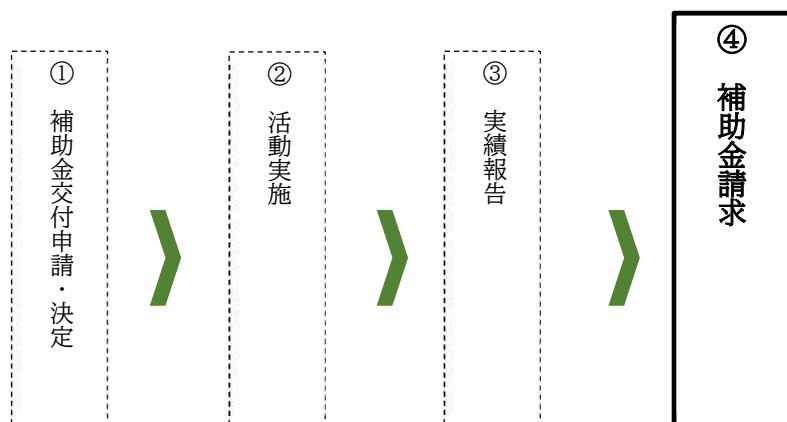


＜お花しか映っていない＞

提出書類

- ①みんなのまちづくり活動等支援制度補助金実績報告書
- ②年間活動報告書
- ③収支報告書（領収書・レシート添付）
- ④実施状況写真

④補助金請求



実績報告後、その内容を市が確認し、補助金の額の確定を行います。その後請求書を市に提出していただき、おおよそ 30 日以内に指定された口座に補助金を振り込みます。

提出書類

- ①みんなのまちづくり活動等支援制度補助金請求書

5 必要書類一覧

補助金交付申請～補助金請求

No.	様式名称	補助金 交付申請	実績報告	補助金 請求
1	補助金交付申請書	○		
2 参考	案内図及び区域図	○		
3 参考	活動員の名簿 (氏名・住所)	○		
4	年間活動計画書	○		
5	完了実績報告書		○	
6	年間活動報告書		○	
7 参考	実施状況写真		○	
8	補助金請求書			○

6 Q & A

○補助の対象や方法について

Q. 軽食は補助の対象となるのか？

A. お菓子、弁当など賄い費は、補助の対象外となります。

Q. 現物支給はどのように実施するのか？

A. 現物支給は、1年目の補助実績に基づいて、2年目以降に、補助金額相当額以下の支給となり、差額分は補助金として請求することはできません。

Q. 現物支給はどのようなものが支給されるのか？

A. 花の苗や種及び肥料等が対象となります。対象となるかどうかご不明な点はあらかじめご相談下さい。

○活動場所について

Q. 学校の敷地内での緑化活動は対象となるのか？

A. 公に開かれた場所での活動が対象であり、学校敷地内は一部関係者のみ利用可能な施設であるため、補助の対象外となります。

Q. 活動場所を畑として作物を作ってもよいのか？

A. 本制度の主旨として、公共の福祉に資する必要があるため、収穫を目的とした植物等の生育は、制度の主旨に反するため、対象外となります。

Q. 活動場所を果樹園とすることは可能なのか？

A. 樹木の植え付けは原則補助の対象外となりますが、施設管理者が認める場合で、活動内容を審査した上で、地域交流やまちづくりに資すると判断された場合のみ、果樹の維持管理については例外的に認められることもあります。

Q. 活動場所を変更したい場合、どのような手続きが必要なのか？

A. 施設管理者との協議が新たに必要になる場合があり、その場合には活動場所の周知等も必要となります。まずは、市に相談ください。

○手続き等について

Q. 活動メンバーは毎年変更して良いのか？

A. 活動の開始前に補助申請時に、新規名簿を提出ください。ただし、その際には、団体の認定要件を満たすようご注意ください。

Q. まちづくり条例での市民活動グループのメンバーと補助要綱の活動メンバーは同一でなくてもよいのか？

A. まちづくり条例の認定団体としては、16歳以上で市内在住者又は市内通学・通勤者が5名以上必要となります。

一方、補助要綱の活動メンバーとしては、前述のメンバーだけでなく、16歳未満の方も活動に加わることが可能です。なお、ボランティア保険については、16歳未満の方も含め、メンバー全員が対象となります。

Q. 活動をしている際に怪我をした場合、どうしたら良いのか？

A. 活動中に怪我をした時には、市のボランティア保険の対象となる場合があるため、市までご連絡ください。

Q. 活動をやめる場合には、どのような手続きを行うのか？

A. 活動をやめる際には、活動場所を活動前の原状に復旧する必要がある場合があるため、あらかじめ市と施設管理者にご相談ください。

○活動内容について

Q. 他の団体との交流とあるがどのような団体が対象となるのか？

A. 地元の学校関係の組織、ボランティア団体、地元企業の有志等を想定しています。なお、活動団体と関連がある組織については、対象となりません。

(対象外の例：申請者が〇〇自治会である場合、関連組織である〇〇老人会と活動を実施しても、他の団体と認められず、補助金額の加算は行われません。)

Q. 清掃活動のみを行う場合、補助の対象となるのか？

A. 単純にごみ拾いのみの活動では、対象外となります。施設の管理・保全をしながら、まちづくりに資する活動が対象となります。

「きれいなまちづくり事業」(所管課：環境政策課)であれば、補助の対象となる場合がありますので、詳しくは環境政策課にご相談ください。

Q. 4半期に1回以上の活動は必須なのか？

A. 概ね4半期毎に1回以上、年4回以上、活動人数(会員数)の半数以上による活動が必要となります。

また、活動期間が6か月未満の場合、補助金額は半額となります。